

会員から問い合わせの多い事項について

令和3年8月30日
公益社団法人 東京都医師会

問1

「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療にて管理を行う場合は、算定告示 B000 の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できるとされているが、算定後、同月中に対面診療を行い、適切な医学管理に基づく指導等を行った場合は、どのように算定すればいいのか？

答1

オンライン医学管理料又は情報通信機器を用いた場合の医学管理(例えば、特定疾患療養管理料:147点)と、対面で指導管理した医学管理(例えば、特定疾患療養管理料:225点)をそれぞれ算定することができる。

問2

新型コロナウイルス感染症に感染し宿泊・自宅療養等患者に対し、療養の給付と直接関係ないサービス等、例えば「診断書」「患者宅への薬剤の配送代」「往診に係る交通費」などは、公費負担となるのか？

答2

自宅療養者等に係る公費負担は、新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した保険医療が対象のため、療養の給付と関係のないサービス等は公費負担としては認められない。